

【CLOメルマガ】決済法制の改正

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(臨時号) 2020年7月10日

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、資金決済法と割賦販売法の改正法案が令和2年6月にそれぞれ成立しましたので、それぞれの改正の概要と、今後の決済ビジネスに及ぼし得る影響について解説いたします。

法律の原文や新旧対照表などは、以下のリンク先からご確認いただけますので、ご参照ください。

■ 資金決済法の改正については金融庁ウェブサイトの「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」をご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

■ 割賦販売法の改正については経済産業省ウェブサイトの「割賦販売法の一部を改正する法律」をご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303001/20200303001.html>

以下は、事務所ウェブサイトに公表している「決済法制(資金決済法・割賦販売法)の改正とビジネスへの影響」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から (<https://www.clo.jp/column/2468/>)。

~~~~~

### 1. 資金決済法改正の経緯とポイント

現行の資金決済法では、資金移動業者が取扱可能な送金額の上限は100万円とされています。

しかしながら、近年、資金移動業者による取扱件数及び金額は着実に増加し、その送金ニーズとしては、100万円超のものから、5万円未満のものまで様々となっています。

そのため、改正後の資金決済法(以下「新資金決済法」といいます。)では、①100万円以上の高額送金を取扱可能な新しい種別(高額類型)については認可制を新たに導入し、②100万円未満の送金を取扱可能な現行の枠組みは維持しつつ(現行類型)、③数万円程度未満の少額送金を取扱可能な新しい種別(少額類型)を新たに導入して、利用者資産の保全方法に関する規制を緩和することとしました。

また、新資金決済法は、収納代行のうち、いわゆる「割り勘アプリ」等が「為替取引」に該当することを確認し、資金移動業者の登録を要することを明らかにしました。

具体的には、内閣府令によって為替取引に該当する収納代行の範囲が限定されることとなりますが、宅配業者の代金引換、コンビニの収納代行、メルカリ等で用いられているエスクローサービス等は、規制の対象外とされる見通しです。

その他、前払式支払手段に関しても主に以下の改正がなされました。

・容易に他者に譲渡することが可能なタイプの前払式支払手段に関し、架空請求を通じた詐欺被害等が懸念されていることを踏まえ、前払式支払手段発行者に、利用者の保護を図るための体制整備を義務づけました(新資金決済法 13 条 3 項)。具体的には、前払式支払手段発行者に対し、譲渡可能なチャージ残高の上限設定や、繰り返し譲渡を受けている者の特定等の不自然な取引を検知する体制整備を求めることが考えられるとされており、これらの内容が内閣府令において定められる可能性があります。

・資金移動業者に対する規制と平仄を合わせる観点から、前払式支払手段発行者にも、外部委託先に対する指導等を義務づけました(新資金決済法 21 条の 2)。

・資金移動業者に対する監督権限と平仄を合わせる観点から、業務改善命令の発出要件を拡大しました(新資金決済法 25 条)。

## 2. 割賦販売法の改正の経緯とポイント

今回の割賦販売法の改正では、決済テクノロジーの進展により、決済サービスの提供主体やサービス内容が多様化している現状を踏まえて、安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境の整備という目的の下で、以下の 3 つの点の改正が行われました。

①極度額が 10 万円以下の少額の分割後払いサービスのみを提供する事業者について、新たに登録制度を創設し(登録少額包括信用購入あっせん業者)、財務要件等を緩和しました。

②包括信用購入あっせん業者(クレジットカード発行会社)について、現行の信用可能見込額調査に代えて、高度な技術的方法を用いて分析を行う新たな審査手法を認定する制度を創設しました。

③近時のクレジットカードの不正利用事案が相次いだことを踏まえて、決済代行業者、QRコード決済事業者、EC モール事業者等について、新たにクレジットカード番号等の適切な管理を行うことを義務化しました。

### 3. 今後の決済ビジネスに与える影響

#### (1) 高額類型送金サービスの活用

今回の改正により従前認められていなかった100万円超の送金を行うことができる第一種資金移動業(高額類型)が認可を前提に解禁されました。システムリスク管理、セキュリティ対策、AML/CFT対策などに関して高度な態勢整備や厳格な滞留規制への対応は必要となりますが、英国のPayment Institutionなどと同様、例えば、高額の海外企業間の送金など一定の送金ニーズに応える資金移動業者が現れることが想定されます。

#### (2) 利用者資金の保全方法の柔軟化による送金サービスへの新規参入の促進

今回の改正により、利用者資金の保全方法として、①供託、②保証、③信託という3つの方法の併用が可能となったことにより、資金移動業者としても、保全のハードルが下がり、ひいては新規参入が容易となることが想定されます。

例えば、業務の中で要保全金額の最低見込額までは供託を用い、これを超えて変動が見込まれる額については、払戻しが容易な信託を用いる、資金を流動資産として使いたい場合には、保証を用いるなどといった保全方法も考えられます。

また、今後、労働法制の改正により、ペイロール・カード(給与支払カード)により賃金の支払いを行うことが可能となれば、給与支給日に資金移動業者を利用した送金が集中する可能性もあります。この際、資金移動業者としては、要保全額が一時的に急増することがあり得ますが、上記のような保全方法の柔軟化は、このようなビジネスへの参入も容易化することになると思われます。

#### (3) 少額類型送金サービスの活用

第三種資金移動業(少額類型)では、利用者資金保全のための供託に代えて、分

割管理(預貯金等管理方法)の方法を届出により用いることができることになりました。

分別管理による方法は、規制コストを低下させることで、利用者に安価に利便性の高いサービスが提供されることを期待して新設されたものですので、今後利便性の高いUIの開発を目指して新規参入するスタートアップが増えてくることも想定されます。

#### (4) 少額後払いサービスへの参入

新割賦販売法では、従前の包括信用購入あっせん業者より緩和された要件にて、少額後払いサービス、すなわち、利用者に対してコード番号等を付与し、少額(10万円以下)の極度額内において、利用者が販売店で購入した商品やサービスの対価を立て替えるサービスを実施することが可能となります。

かかる新たな少額後払いサービスは、現行の支払可能見込額調査に代えて、データの収集・解析その他の情報処理技術を利用した与信審査手法が認められると見込まれるため、スマートフォン等の情報機器を活用した消費者向け決済サービスになじむものと考えます。

#### (5) コード決済事業者における規制対応の必要

前述のとおり、新割賦販売法においては、クレジットカード番号等の適切管理義務を負う事業者の範囲が広がりました。

このうち、特に、コード決済事業者について、資金決済法上の前払式支払手段に該当するコードを発行し、かつ、利用者からクレジットカード番号等の提供を受けて当該コードとクレジットカード番号とを結びつけて決済に利用する場合、①資金決済法上の情報安全管理義務と②割賦販売法上のカード番号等適切管理義務と、両方の法規制への対応が求められることになると考えられますので、留意が必要となります。

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 堀越 友香 (horikoshi_y@clo.gr.jp)

弁護士 本行 克哉 (hongyo_k@clo.gr.jp)

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】 今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所) 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....